令和7年度 武雄労働基準監督署のとりくみ

【組織と主な業務】

武雄労働基準監督署は、監督・安衛課と労災課の２つの課で構成されています。**監督業務**は、事業場の労働条件が労働基準法等で定める労働条件の最低基準を下回らないか立入などにより調査し、下回る場合は指導したり、重大・悪質な事案に対しては司法事件捜査を行います。**安全衛生業務**は、労働災害の原因分析や再発防止対策の指導、危険な機械を設置する際の事前審査・検査などを行います。**労災業務**は、労働保険の加入手続き、労働災害や通勤災害により負傷したり、病気になった労働者等への治療費の補償、仕事ができない期間に対する休業補償、けがが治っても障害が残ったことに対する補償などを行います。また、職場のトラブルに関する相談、解決のための情報提供をワンストップで行う佐賀労働局雇用環境・均等室の総合労働相談コーナーも併設しています。

【重点取組事項】

誰もが安心して働き、活躍できる社会の実現を目指し、以下の事項を重点とし、行政運営を推進します。

1　**長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止**
2　**中小企業及び令和６年度時間外労働上限規制適用開始業務等（建設業・自動車運転者・医師）における一般労働条件の確保・改善**
3　**死亡災害ゼロ及び死傷災害の減少**
4　**迅速・適正な労災補償の実施**
5　**最低賃金制度の履行確保及び賃金引上げに向けた支援**

労働基準局広報キャラクター「たしかめだん」

【管内の概況】

管轄となる武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町の人口は約14万人（県内の約18%）、面積は約664k㎡（県内の約26%）です。

商工業は、嬉野温泉、武雄温泉などにおけるホテル・旅館、特産農産品である茶、玉葱などの加工場、歴史ある酒蔵、世界的なシェアを有する半導体用シリコンウェーハや船舶関係の部品の製造工場があることなどが特徴です。

管内の事業場数は4,909事業場、労働者数は54,285人です（出典：令和３年経済センサス）。

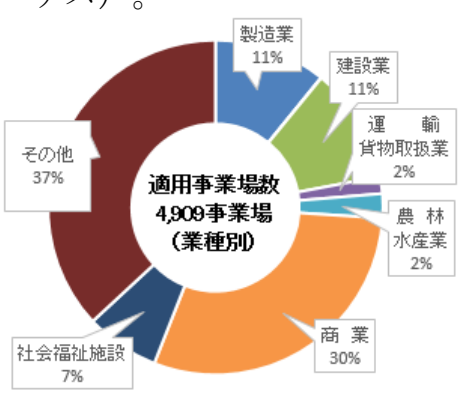

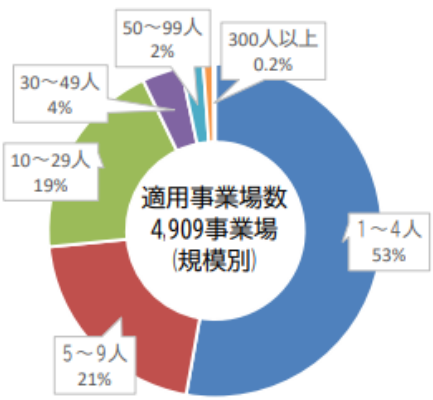

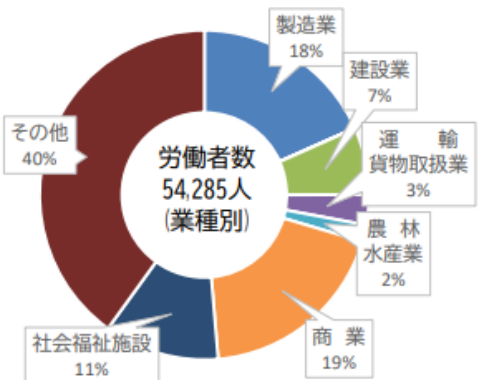

【重点取組事項の詳細】

1　長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止のため、各種情報から時間外・休日労働時間数が**月80時間を超え**ていると考えられる事業場、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る**労災請求**が行われた事業場などに対して重点的に監督指導を実施します。また、**時間外・休日労働に関する労使協定（36協定）**の受理に際し、審査を徹底し、長時間労働とならない環境の整備や実効ある健康・福祉確保措置を確立できるよう指導を行います。

【武雄署の監督指導等実施状況】

令和６年定期監督等実施件数	うち違反事業場数	違反率
311	218	70.1%

主な違反事項		
	労働時間	26
	割増賃金不払（時間・休日・深夜）	30
	年次有給休暇（年５日付与）	35
	最低賃金（未満）	6
	一般定期健康診断	18

36協定受理件数	令和５年	1,919
	令和６年	2,214

2　中小企業及び令和６年度時間外労働上限規制適用開始業務等（建設業・自動車運転者・医師）における一般労働条件の確保・改善

当署に設置した「**労働時間相談・支援班**」の訪問支援による、事業場の実情を踏まえた労働時間制度の提案、労働時間の削減に資する各種支援策の紹介、上限規制適用開始業務等に特化した説明会の開催のほか、「佐賀働き方改革推進支援センター」とも連携し、働き方改革による良質な労働環境の整備を支援するとともに、**賃金不払残業**が発生することがないよう、**労働時間の範囲**、客観的な方法による**労働時間の把握**などについて、指導を行います。

3　死亡災害ゼロ及び死傷災害の減少

管内の労働災害の発生状況・「佐賀労働局第14次労働災害防止計画」を踏まえ、労働者の**作業行動に起因する災害**防止、建設業における**墜落等の重篤な災害**防止、**メンタルヘルス対策**の推進、**化学物質による健康障害**防止等について、関係機関と連携しながら、講習会、訪問指導などを実施し、**自発的に安全衛生に取り組むための意識の向上**を図り、**死亡災害ゼロ**及び**死傷災害の減少**を目指します。

【武雄署管内の災害発生状況】

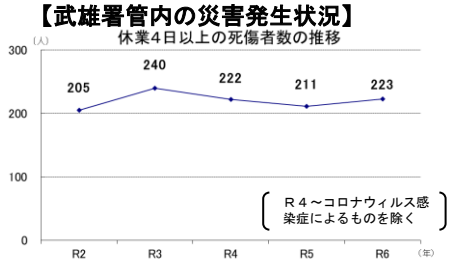

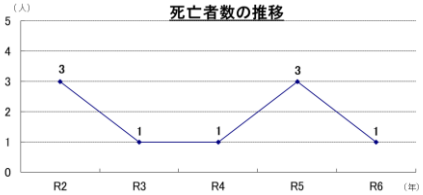

NO!
死亡労働災害

令和6年労働災害事故の型別（全産業）

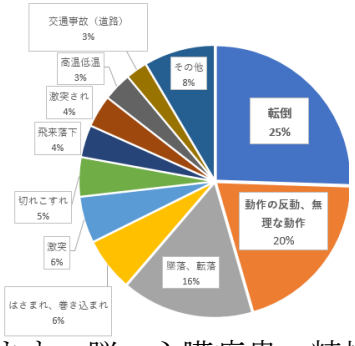

4　迅速・適正な労災補償の実施

相談に際して懇切丁寧な対応に努め、請求漏れが生じないようにします。脳・心臓疾患、精神障害、石綿などの業務上疾病による請求事案については、計画的に調査することにより、迅速な処理に努めるとともに、認定基準等に基づき、適正な認定を行います、また、労働保険の**未手続事業場**の解消、**労災かくし**が生じないよう指導を行います。

令和6年度主な請求受付件数（武雄署）	
療養（補償）給付・費用	1,733
休業（補償）給付	631（うち新規214）
障害（補償）給付	18
遺族（補償）給付	2

令和6年度脳・心臓疾患、精神障害、石綿、じん肺事案の請求件数（武雄署）	
脳・心臓疾患	1
精神障害	2
石綿	2
じん肺	2

Safe work TAKEO
みんなで実現
安全・安心・快適職場

5　最低賃金制度の履行確保及び賃金引上げに向けた支援

最低賃金改定時に効果的な周知に取り組むとともに、最低賃金を重点とする監督指導を集中的に実施します。また、企業のニーズに沿った助成金の利用（組合せ）について、「『賃上げ』支援助成金パッケージ」による情報提供を行うとともに、佐賀労働局雇用環境・均等室と連携し、**同一労働同一賃金**など適切な賃金制度の確立を図ります。

お問合せ先　**武雄労働基準監督署**　〒843-0023　武雄市武雄町大字昭和758
TEL 0954-22-2165　受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）